

住民票の写しと印鑑登録証明書の コンビニ交付サービスについて

住民課 内線 249 1階 ① 番窓口

令和3年2月1日より住民票の写しと印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるようになります。

サービスをご利用いただくためには、マイナンバーカード（個人番号カード）とマイナンバーカード（個人番号カード）交付時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が必要になります。

| 交付できる証明書 | 交付できる内容 | 交付できる方 | 利用時間 | 手数料 |
|-------------|-----------------|------------------------------------|------------------------|------------|
| 住民票の写し | 本人及び 同じ世帯員の分 | 扶桑町に住民票が ある方 | 毎日午前6時30分 から午後11時まで | 1通 200円 |
| 印鑑登録 証明書 | 本人の分 | 扶桑町に住民票があ り、扶桑町にて印鑑 登録をしている方 | ※メンテナンス日を 除く | |

取得方法の流れ（機種により操作方法が前後することがあります。）

- キオスク端末（マルチコピー機）の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押します。
- ご利用上の同意事項が表示されますので、内容を確認して「同意する」を選択します。
- 「証明書交付サービス」を選択します。
- マイナンバーカード（個人番号カード）をキオスク端末（マルチコピー機）のカード置場に置き、コンビニ交付で利用可能かどうか確認を行います。
- 証明書交付市区町村の選択をします。
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力します。
- カードを取り外します。
- 証明書の種別を選択します。
- 必要な項目や部数を入力します。
- 発行内容を確認して、キオスク端末（マルチコピー機）に入金してください。
- 証明書が印刷されます。
詳しくは、<https://www.lg-waps.go.jp/01-01.html> をご覧ください。

- ◆メンテナンス日は、ホームページにてご案内いたします。
- ◆死亡や転出等により住民票が除票の方、転出手続きにより転出予定の方は、コンビニ交付サービスを利用することができません。
- ◆利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）は、連続して3回間違えるとロックされます。暗証番号の再設定は住民課で行いますので、役場開庁時間内に本人がマイナンバーカード（個人番号カード）と本人確認書類（運転免許証等）を持参してお手続き願います。
- ◆証明書の取得を制限されている場合、コンビニ交付サービスを利用することができません。
- ◆戸籍の届出や住所の異動があった場合、キオスク端末（マルチコピー機）から交付される住民票には、すぐに届出内容が反映されない場合があります。
- ◆コンビニ交付サービスを利用する住民票の写しには、住民票コードは記載されません。
- ◆住民課窓口にて印鑑登録証明書を交付する際は、マイナンバーカード（個人番号カード）ではなく印鑑登録証が必要になります。